

平成14年度

# 児童手当事業年報

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

## 凡 例

- 1 この年報は、平成14年度における児童手当、特例給付及び就学前特例給付の事業の実施状況を収録したものである。
- 2 この年報は、各都道府県、各省庁等から提出された児童手当・特例給付支給状況報告及び就学前特例給付支給状況報告等に基づき作成したものである。
- 3 この年報において支給額とは、平成14年度中に市町村及び公務員の所属庁において支払われた児童手当、特例給付及び就学前特例給付の支給総額の実績である。
- 4 この年報の表中、次の用語の意味は、それぞれに掲げるとおりである。
  - (1) 「特例給付」 児童手当法附則第6条第1項に規定する給付
  - (2) 「就学前特例給付」 児童手当法附則第7条第1項及び附則第8条第1項に規定する給付
  - (3) 「被用者」 児童手当法第18条第1項に規定する被用者
  - (4) 「非被用者」 児童手当法第18条第2項に規定する被用者等でない者（被用者又は公務員でない者）
  - (5) 「公務員」 児童手当法第17条第1項に規定する公務員
  - (6) 「支給要件児童」 児童手当法第4条第1項第1号（児童手当法の一部を改正する法律（平成3年法律第54号）附則第2条第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する児童を含む養育しているすべての児童（児童手当法附則第6条第1項、附則第7条第1項及び附則第8条第1項の規定により該当する場合を含む。）
  - (7) 「支給対象児童数」 児童手当法第6条第1項（児童手当法附則第6条第2項、附則第7条第4項及び附則第8条第4項において準用し、児童手当法の一部を改正する法律附則第2条第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する児童手当、特例給付及び就学前特例給付の額の算定の基礎となる児童の数
  - (8) 「厚生年金保険関係」 児童手当法第20条第1項第1号に掲げる厚生年金保険の事業主に係る拠出金の徴収
  - (9) 「共済組合関係」 児童手当法第20条第1項第2号から第5号までに掲げ

る学校法人等に係る拠出金の徴収

- 5 地方公務員のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和32年法律第135号）第1条又は第2条に規定する職員は、「都道府県分」に含み（児童手当法第17条第1項の表の第2号の下欄参照）、また、一部事務組合の職員は、当該一部事務組合が都道府県のみによって構成されるものについては「都道府県分」に、その他のものについては「市町村分」に含むものである。
- 6 表中、「被用者と非被用者の区分の変更による増減数」の欄は、児童手当現況届の処理に伴う被用者と非被用者の区分の変更の状況を表すものであるが、同欄の増減数は、被用者から非被用者となった者の数と非被用者から被用者となった者の数とを差し引き、結果として、それぞれの区分において増加し、又は減少した受給者数である。
- 7 表に掲げた符合の「－」は、掲げる計数のないものを表す。

## 目 次

概況		5
総括		
第1表	平成14年度総括表	
(1)	受給者数	14
(2)	支給対象児童数及び支給額	15
(3)	新規認定及び受給資格の消滅状況	16
(4)	拠出金徴収状況	17
支給関係		
市町村支給分		
第2表	都道府県別受給者数	18
第3表	都道府県別支給対象児童数	20
第4表	都道府県別支給額	21
第5表	都道府県別新規認定及び受給資格の消滅状況	22
第6表	事由別消滅状況	29
公務員分		
第7表	省庁別受給者数、支給対象児童数及び支給額 (国家公務員)	29
第8表	都道府県別受給者数、支給対象児童数及び支給額 (地方公務員—都道府県分)	30
第9表	都道府県別受給者数、支給対象児童数及び支給額 (地方公務員—市町村分)	31
第10表	新規認定及び事由別受給資格の消滅状況 (国家公務員・地方公務員)	32
拠出金関係		
第11表	厚生保険特別会計児童手当勘定の平成13年度収支状況	34
第12表	拠出金徴収状況	35
第13表	厚生年金保険関係・都道府県別拠出金徴収状況	36
平成14年度の主な児童育成事業費の概要		37
児童手当制度の沿革		39